

- (1) 納税義務者及び税額の計算
- (2) 申告及び納付
- (3) 申告書の様式

(1) 納税義務者及び税額の計算

- 法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります。地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額とされています。
- この各課税事業年度の課税標準法人税額とは、原則として、その法人の各事業年度の所得金額に対する法人税の額(基準法人税額)をいいます。

【関係法令】 地方法4、5①、6①、7①、9、10

(2) 申告及び納付

- 法人税の中間申告書又は確定申告書を提出すべき法人は、地方法人税の中間申告書又は確定申告書を提出する必要があります。
- 地方法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限は、法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限と同じです。納付期限についても同様です。

【関係法令】 地方法16、17、19、20、21

(3) 申告書の様式

- 地方法人税申告書の様式は、法人税申告書の別表一《各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分》や別表六(二)《内国法人の外国税額の控除に関する明細書》等の下部に追加されています。したがって、地方法人税申告書の提出については、法人税申告書の提出と同時に手続きが完了する仕組みになっています。
- 例えば、法人税申告書別表一については次のような様式となっています。

令和 年 月 日 税務署長殿		所轄 税務署	業種 西	要 西	別表等 西	青色申告 一連番号	別表一 各事業年				
納税地 (フリガナ)	電話 () -	通算グループ 整理番号	通算親法人 整理番号	法人区分	整理番号	事業年度 (至)	売上金額				
令和 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 の計算期間)		令和 年 月 日	適用額明細書 提出の有無	税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有				
所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億	百万	千	円	控除 所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	16	十億	百万	千	円
課税標準 課税標準法人税額 (28) + (29)	28					外国税額の還付金額 (67)	41				
課税標準法人税額 (28) + (29)	29					中間納付額 (39) - (38)	42				
地方法人税額 (53)	30	0 0 0				計 (41) + (42)	43				
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)	31					この申告が修正申告である場合のこの 申告により納付すべき地方法人税額 (44)					
課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	32										
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	33										
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	34										
外国税額の控除額 (34) - (35) - (36) - (37)のうち少ない金額	35					剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	44				
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	36					剰余財産の最 後の分配又は 引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日		
中間申告分の地方法人税額	37					還付を受ける 金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等 預金			
差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額とし、マイナス (38) - (39)の場合は(42)へ記入)	38	0 0				口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-			
	39					※税務署処理欄					
	40	0 0									